

手荷物一時預かりサービス約款

本約款は、沖縄ポーターサービス株式会社（以下「当社」といいます。）の「手荷物一時預かりサービス」(以下「一時預かり」といいます。)に関するルールを定めるものです。

お客様が本約款に同意されない場合、一時預かりをご利用いただくことが出来ませんので、この点ご了承下さい。

【 1. 預入できないもの 】

1. 貴重品(現金、パスポート、キャッシュカード、プリペイドカード、クレジットカード、有価証券、宝石、貴金属、書画、骨董品、美術品、個人情報や機密情報が記載された文書、その他お客様ご自身が貴重だと判断される物を指しますが、これらに限りません)
2. 冷蔵、冷凍食品
3. 動物
4. 遺体、遺骨
5. 揮発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険物
6. 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
7. 盗品等の不当物品、銃砲刀剣類および犯罪に使用されるものもしくはその恐れがあるもの
8. その他当社の係員が保管に適さないと判断したもの

【 2. 利用料金 】

6時間まで ¥500

以降1時間毎に ¥100

閉店まで最大 ¥1000

【 3. 預入品の点検 】

預入に際して当社が必要と認めた場合は、お客様の同意のもと預入品(中身を含みます)を確認させていただきます。また、当社の保管中に「1.預入できないもの」に規定する物品が入っている疑いがあると当社が判断した場合、その他当社が合理的と判断する理由がある場合は、当社のお客様の同意を得ず、預入品を開封・点検することがありますので、この点もご了承願います。

【 4.利用時間 】

当日8時から20時までとさせていただきます。利用時間外の預入およびお引き取りはできません。

利用時間を過ぎた場合、1日毎の追加料金を頂戴いたします。

【 5.預入品お取引がない場合 】

預入日を含め15日経過後は、お客様が預入品の所有権を放棄したとみなし、当社にて処分しそのお代金は保管料その対応に充当いたします。

【 6.免責 】

次の各号の場合は、預入品に滅失または毀損等の損害が生じても当社はその責任を負いません。

1. お客様が「1. 預入できないもの」に掲げるものを預入れた場合
2. 天災事変等の不可抗力による場合
3. 司法権等の発動により、関係官公署から預入品を押収または証拠品として提出を求められた場合
4. 第三者の行為による場合
5. その他、当社の責めに帰さない場合

【 7.当社の責任 】

当社のミスによる損害については、一時預かりの場合お預かり荷物 1 個あたり最大 3 万円、配送時の事故による損害についてはゴルフバッグ 1 個あたり最大 3 0 万円、その他手荷物を最大 15 万円までの補償とします。

ただし、意図せずに生じた損害、および本来の機能を妨げない損害は免除とします。

(当社加入「損害保険について」に準ずるものとする。)

【 8.利用者の損害責任 】

お客様の故意または過失により、もしくはお客様が本約款を遵守しないことにより、当社または第三者が損害を受けた場合はその損害を賠償していただきます。

【 9.個人情報の取扱いについて 】

一時預かりに際してお客様から取得した個人情報は、一時預かり業務以外には使用致しません。

【 10.本約款をの変更 】

本約款は、当社の判断でお客様への予告なく内容変更できるものとします。

沖縄ポーターサービス株式会社

住所：〒900-0037 沖縄県那覇市辻 1 丁目 9-1 3

TEL：098-917-4596

営業時間：8 時 00 分～20 時 00 分